

## Land tax reform of etchu province (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/2501">http://hdl.handle.net/2297/2501</a>

# 越中国の地租改正（1）

教育学部

奥田晴樹

## Land Tax Reform of Etchu Province (1)

OKUDA Haruki

### Abstract

With respect to the “Land Tax Reform” of the early Meiji Era in “Etchu” Province, I would like to review the process from the issue of “Jinsin Land Ownership Bond” to implementation of the “Land Tax Reform”, primarily in the jurisdiction of “Nanao” prefecture and “Niikawa” prefecture. In the review I look into any relations between the bond issue and “Land Allotment Custom”, troubles over the disposal of Samurai-family’s holdings arising from the bond issue in urban area and characters of work process from the issue of “Jinsin Land Ownership Bond” to implementation of the “Land Tax Reform”.

Through this review I would like to verify the following points. In “Etschu” Province the “Land Allotment Custom” set back the bond issue and limited the bond issue to in urban area. With respect to the bond issue in the urban area, for the disposal of Samurai-family’s holdings any rules which favored Samurai were required to be amended by the government. A policy of relying solely on people’s declaration had been adapted since the bond issue of “Jinsin Land Ownership Bond”. For the bond issue the government accepted the policy. When, however, it came to the “Land Tax Reform”, the government ordered the policy change at one point and gave more importance to local official’s decision. However the change resulted in tax income reduction and the government had to admit it.

### Key Words

Land Tax Reform, Jinsin Land Ownership Bond, Land Allotment Custom

### はじめに

越中国の地租改正に関する研究は、ようやく緒についたというところであろう<sup>1)</sup>。

もともと、地租改正をきっかけとして起こった小作騒動と見られる、砺波騒動（戸出騒動）については少なからず関心が寄せられている<sup>2)</sup>。それは、大正7年（1918）の米騒動が富山県下に始まった事情の歴史的淵源を探究しよう、あるいは地租改正と地主制の成立との歴史的連関を解明しよう、といった問題関心が横溢していた一時期の研

究状況を反映していると思われる。

しかし、越中国における改租事業がこの地域の歴史的ないし社会的特質や、実施主体となる県や町村などのあり方からどのような影響を受けたのか（受けなかったのか）、という地租改正それ自体の研究は、そもそもそうした地域的特質が見出されるのか、そしてそれが認められるとすればどのような内容なのかといったことともども、本格的な掘入れがなされているとは言い難い状況にあるように見受けられる<sup>3)</sup>。

ここでは、越中国の地租改正について、七尾県

—新川県の管轄区域を中心に、壬申地券の交付から地租改正事業の実施に至る経緯を追跡してみたい。そこでは、地券交付と割地慣行の関係、市街地への地券交付にともなう武家地処分をめぐる問題、地券交付—地租改正の作業過程における申告依存から査定中心への方針転換の軌跡とその背景などが、検討の俎上に上されるであろう。

## 一 壬申地券の交付と割地慣行

### (一) 土地・租税制度改革の背景

地租改正事業は、明治維新後の諸改革の中で、最大の時日・人員・経費を要したと思われる。

それは、明治2年(1869)4月になされた神田孝平の土地・租税制度の改革提議に政策的淵源を有し、4年(1871)7月14日に断行された廃藩置県で、土地・租税制度の国家的統一という政策を実現する条件と要請を生じた。神田は、田地の売買を許し、その沽券値段に定率課税して、金納させることを提案した。沽券は、近世において町屋敷(町地)などの売買時に作成されたもので、地所の価格などが記載されていた。この神田の構想は、後年の地租改正の政策的骨子を示したものであった<sup>4)</sup>。

政府は、神田の構想に従って、近世で最も近代的地所有に近似した権能を人民が有した町屋敷(町地)所持のあり方を、武家屋敷地(武家地)に押し広げ、両者を一括して「市街地」の概念の下に把握して、その地所の所持者に地券を発行し、その地価に定率課税する方針を固めた<sup>5)</sup>。そして、4年12月27日付の太政官布告で、東京府でまずそれを実施することを闡明した<sup>6)</sup>。ついで、それは高請地(田畑)へと拡大され、翌5年(1872)2月15日付の太政官布告第50号で、「地所永代売買ノ儀、従来禁制ノ処、自今四民共売買致所持候儀、被差許候事」と布達し<sup>7)</sup>、地所一般の永代売買が解禁され、その所持に対する身分規制も解除された。

その直後の同月24日付の大蔵省達第25号で布達された「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」では、

地券は今後の地所の譲渡・売買時に交付されることとなっていた<sup>8)</sup>。しかし、5年7月4日付の大蔵省達第25号で地券渡方規則が改正され、すべての地所に一斉交付する方針に切り替えられ、しかもその交付作業を僅か3ヶ月後の同年10月中に完了することとしたのである<sup>9)</sup>。これを同年の干支から壬申地券という。

さらに、5年8月12日付の太政官布告第222号で、同年の収税から、①田の貢租は、正納(米納)が原則だったのを、出願があれば石代納(金納)を許可する、②また畑の貢租は、従来の制限を解除して、全面的に石代納化する、③金融事情が悪く米穀の換金が困難な場合、出願があれば、米納を許可することなどを布告した<sup>10)</sup>。これは、田畑貢租の全面的な金納化を企図し、例外として米納も認める、という租税政策の大転換を闡明したものだと言えよう。

この貢租金納化への政策転換を併せ考えると、10月を地券交付完了の期限として設定したのは、間に合えば同年分の貢租から地価定率課税—金納方式へと切り替える、つまり神田の改革構想の一挙全面的実施を目論んでいたためと見てよかろう。どうして、このような拙速方針が出てきたのか。

4年11月12日、岩倉使節団が米欧回覧へ横浜港から出発する<sup>11)</sup>と、留守を預かった政府の首脳たちは、使節団に近代化、そして政府の主導権を奪われることを恐れ、彼らが帰国する前に諸改革を実施してしまおうとした<sup>12)</sup>。そのため、5年は改革のラッシュとなった。学制の頒布<sup>13)</sup>、鉄道の開業<sup>14)</sup>、官営模範工場富岡製糸場の開場<sup>15)</sup>、徴兵告諭の公布<sup>16)</sup>などである。

その結果は、たちまち財政に跳ね返ってきた。翌6年は閏年の予定だったが、政府は、急遽、太陽暦に切り替えることとし、5年12月3日を6年(1873)1月1日とした<sup>17)</sup>。そこには、5年12月と6年閏月の2ヶ月分の官吏の月俸を浮かせる算段が働いていたという<sup>18)</sup>。このようなアクロバティックな運営を余儀なくされるほど、財政事情は悪化しており、それが前述したような税制改革の

拙速実施への動きをもたらしたと見られる。

## （二）壬申地券交付の難航

しかし、壬申地券の交付は容易ならざる大事業だった。『大蔵省租税寮改正局日報』（以下、『日報』と省略）には、5年（1872）8月25日付で、当時、越中国射水郡を管轄していた七尾県<sup>19</sup>が大蔵省へ次のように申し立てている記事が見える<sup>20</sup>。

地券渡方、当県管下之儀ハ兼而申上置候通、石高を以取扱来、檢地帳・名寄帳等之類無之、地所持主一筆限難相分、従来田地割と唱へ一村総百姓納得之上、十八、九年乃至二十ヶ年目位二者、持主総割替致し、一字限鬮取を以、銘々地味無甲乙割合、数ヶ所ニ而所持致シ、其上畑高之方ハ折歩と唱へ、地味ニ応し夫々歩延有之、且田畑売買之儀等云々ニ而、地所之分界更ニ無之、右等之地所之分界取極不申内ハ、地券渡方差支候処、元来反別之扱無之ニ付、地面上畝歩之広狭不同、加ルニ持地悉ク錯雜罷在、持主取極方一朝ニ難行届、就而ハ逆も十月中地券渡済難相成、延引可致候間、此段兼而申上置候

農民が石高の持ち分（持高）を基準として、耕作する田畑を18—20年間隔で交換する、「田地割」（旧加賀藩領に広汎に見られた割地慣行<sup>21</sup>）と呼ばれる土地慣行が存在しており、田畑の一筆ごとの所持者を確認する作業の難航は必至で、同年10月までに地券交付を完了するのはとても無理だから、あらかじめそれが延びることを通知しておく、というのが七尾県の申し立ての趣旨である。これに対して、大蔵省は次のように指令している<sup>22</sup>。

書面之趣者、精々取調、可成丈期限通相渡候様可致候、尤期限迄二手余り、逆も後方不行届儀ニ候ハ、渡済之期月凡見込、猶可申立事

但、石川県江指令之次第も有之候間、同県とも諸事打合可取扱事

大蔵省の指令は、①できるだけ期限内に地券交付を完了せよ、②もっとも、どうしても期限内では無理で、それを押してやっしまい、後日に関

題を残すようでは困るので、その場合は実行可能な完了期日を申し出よ、③また、石川県にも同様に指令しているので、同県とよく相談して作業をすすめよ、という三つの内容からなっている。ここでは、10月中完了の建て前はまだ崩してはいないが、その方針を是が非でも貫徹させようという姿勢は、方針布達後1ヶ月にして早くも見られなくなっている。

大蔵省は、旧加賀藩領を管轄する七尾・石川県などからの申し立てを受けて、割地慣行が地券交付の障害となることを認識したようである。七尾県への指令を公表した5日後の5年8月晦日付の大蔵省達第118号で、「不定地、年季ヲ定メ割替致シ来候向ハ、向後持主相定可申立事」と、割地慣行がなされていた地所について持ち主を特定することを指示している<sup>23</sup>。

地所の所持者の特定と割地慣行とは法理上は両立し難いから、この布達を割地慣行の廃止を指示したものと受け取ることもできる。しかし、実際には、地所の所持者を特定し地券を交付しても、旧加賀藩領における割地慣行がなくなりやしななかった。その後も、この慣行が近世の村に由来する住民組織によって継続されているケースが、少なからず認められるのである。

この大蔵省達第118号は9ヶ条からなり、割地慣行の件（第8条）の他、家抱の廃止（農民間の支配—隷属関係を「私法」として排除）（第1条）、草分の特権的慣習の廃止（第2条）、農商兼業の解禁（第3条）、所持地内での土木工事の届出制（第4条）、社寺の無届創立の禁止（第5条）、所持地内での埋葬禁止（第6条）、河岸場設置の解禁・届出制（第7条）、田畑勝手作の解禁（第9条）など、相互には直接的な関係を見出し難い条項が羅列されている<sup>24</sup>。

おそらくは、割地慣行の件と同様、壬申地券の交付作業に関連した各府県からの問い合わせをふまえ、大蔵省がその必要を認めたものを、この達で一括して法制化したのだと思われる。こうした泥縄的な対応にも、壬申地券の交付が、全国各地の歴史的ないし社会的実情を十分に把握した上で

実施された政策ではなかったことが物語られているよう。

七尾県の廃止後、射水郡を併せて越中国全域を管轄することになった新川県<sup>25)</sup>は、割地慣行などを理由に壬申地券交付の10月中完了が無理であることを、次のように大蔵省へ申し立てている<sup>26)</sup>。

地券渡方之儀ハ当十月中ニ渡済相成候様、先般御達有之候処、当年之儀ハ貢米俵入改正等ニ而諸調繁多ニ相成、且管下手広之処、従前より田畑とも二十ヶ年位ニ而鬮引を以持主相定メ候事ニ而、銘々固有之土地ニ無之方法ニ御座候間、忽ニ着手致し候得ハ疎漏ニ涉り実地差支可相生と深く注意罷在、夫々下タ調之上、此程地券掛役員相撰ミ漸く調方取扱候都合ニ付、何分期限通り行届兼候、殊ニ方今射水郡十七万石余管轄可致旨御達ニ付、右請取相済候後、尚實際調査之上、前途之目的、駘と相立渡済期限之儀、追而可申上候間、当十月限取調行届兼候事実御承允有之度候

射水郡編入以前でも、地券交付の10月中完了は困難だった。その理由は、第1に、当五年に貢租米の「俵入改正」などがあり、それに伴う諸々の調査や措置に忙しかったことである。ここでいう「俵入改正」というのは、前述した同年8月の貢租原則石代納化の措置を指しているものと思われる。第2に、広い管轄区域で、ほぼ20年ごとに籤引きで田畑の所持者を決め割地慣行があり、個々の田畑の所持者が固定していないことである。

そこで、忽卒に地券交付に取りかかると、作業が疎漏となり差し支えを生ずる懼れがあるため、慎重に下調べを行ない、このほど、住民の中から地券掛を選んで、ようやく作業に着手した状況で、到底、期限までには完了できない。さらに、射水郡(17万石余)の管轄引き継ぎもまだで、それを済ませ、そこでの地券交付作業についての調査を行なった上で、あらためて完了期限の見込みを上申したい。とまれ、10月中完了は無理だ、という事実は了承していただきたい。

以上の新川県の申し立てと、それに対する次の回答指令を、大蔵省は、5年10月22日付で『日報』

に公表した<sup>27)</sup>。

書面之趣ハ官員増置も有之儀ニ付、期限迄ニ取纏メ難出来候共、精々差急キ渡済之概期目的相立、早々可申立事

県官の増員もあるので、期限内に完了できないにしても、出来るだけ急いで作業を進め、完了期限のおおよその見込みを早々に上申せよ、という。ここで、もはや、大蔵省は10月中完了を新川県について断念しているのである。

こうした状況は、それぞれ理由はさまざまだが、全国的に同様だった。そこで、大蔵省は、壬申地券交付の10月中完了という拙速方針そのものを降ろさざるを得なくなり、その作業の中で噴出した諸問題を解決すべく、地租改正立法へと向かっていくのである。

### (三) 地券交付と割地慣行

七尾県や新川県がともに、壬申地券交付作業の難航を予想する最大の理由としたのは、割地慣行の存在だった。その対策を中心として、新川県は、壬申地券交付の方針について、大蔵省へ次のように伺い出ている<sup>28)</sup>。

当県下之儀ハ追々申上候通、往昔より無検地之国ニ有之由ニ而、高何百石・免何箇・此定納米何程と申地租帳ニ而、田畑之<sup>(30)</sup> 訳・反別歩数等取調候書類無之、大小之百姓、高は所持罷在候得共、現在之地所ハ二十ヶ年或ハ三十ヶ年ニして土地之肥瘠を点検し、百姓共一同決議之上、地味を分ケ大割いたしヶ所ニ就キ一同無洩鬮引致し、各自之進退地を定候旧法ニ而、字・番号も銘々進退地一筆限りニ無之、錯雑至極ニ付、今般改而鬮引之上、銘々一箇ニ所持地取纏メ致度願出候村々も有之候得共、右聞届候得は県下一般ニ相成、日月を費し候事故、可成丈方今進退地を所持地と為致、取調候積、就而者字も一箇ニして現場地続之分、合筆願出候分ハ聞届候心得ニ御座候、右は他之検地帳有之村々之畝歩合筆とハ相異り候儀ニ御座候

前件之通ニ而、県庁ニ照準可相成帳記無之、

今般申上候下夕方所有之万歩帳ニより点檢之心得ニ御座候得共、万歩帳散失之村々多く、此等ハ検査可致根拠無之困却仕候、乍併今般之券証受取候得は子孫永久之所有地確定仕候ニ付、乃至三百歩之地所、二百五十坪ニ書出し、或ハ隠田等致し候得ハ、畢竟永久之所有地を自分剥奪仕候儀に付、懇到説諭、銘々会得仕候以上は、不良之調方可致条理無之ニ付、篤と教誨之上、高持百姓共より自身之進退地一筆限ニ仕立、一番より順序を以、地所・持主共、悉皆記載為致、漏地・隠田等無之様注意致し、万一不良之者有之候ハ、地券御規則第十二条ニ照準可致処分事ニ決定仕度候代価之儀ハ諸県同濟之例も有之ニ付、適当之代価取調候ニは地味均一ニ而甲之代価ハ十二円、乙之代価ハ十五円と差違相立候如キハ、甲ハ免五ツ・公納米五斗、乙ハ免四ツ・公納米四斗と、貢納之厚薄ニ寄り代価之高低相生し候類は其因拠不相認、唯甲ハ十二円、乙ハ十五円と認メ候而差支無之と存候

①新川県の管内は、近世以来、検地が実施されなかった「無検地之国」であり、石高・免（石高に対する貢租の賦課率）・定免年貢米高（固定された米納貢租高）を記した「地租帳」（村御印があるだけで<sup>29)</sup>、田畑の区別や耕地の面積などを調査した記録はない。「百姓」たちはそれぞれ石高を所持しているが、地所は、20ないし30年ごとに、地味の違いで地所を大きく区分した上で、籤引きでそれぞれの耕作地を決める慣行（割地慣行）になっている。地所の字や地番も1筆ごとに付されているわけではなく、複雑を極めている。今回の地券交付を機に、あらためて籤引きを行なって、各自の耕作地を1ヶ所にまとめたいと申し出ている村もある。しかし、それでは作業に時間がかかるので、なるべく現在の耕作地をその所持地として作業を進める方針である。ついては、実際の耕地が隣接している場合、地券への合筆記載の願い出があれば、許可したい。これは、検地帳がある村での合筆記載と異なるものである。

②前述したように、県庁には検地帳がない

ので、村側にある「万歩帳」（割地の記録）によって点検する方針だが、それを散逸した村々が多く、そうしたところの検査は根拠とすべきものがなく、困却している。しかしながら、「今回、地券を受け取れば、子孫まで永久に所有できる地所として確定するのだから、300歩の地所を（地租を少なくするために）200歩の地所と申告し、あるいは隠田などをして、結果的に永久の所有地となるべき地所を剥奪されることにならないようにせよ」と懇切丁寧の説諭し、人民各自も納得している以上、不法な申告は行なわない筈である。したがって、十分に訓戒した上で、石高を所持する「高持百姓」から、各自の耕作地を1筆ごとに、地番と所有者を記載した「一筆限帳」を作成して提出させたい。記載漏れの耕地（漏地）や隠田などがないように十部に注意し、万一不法な申告があれば、地券渡方規則第12条に準拠して処分する方針である。

③地価の決定は、他の諸県の適切な事例もあるので、それらを参考にしたい。地味が同じで地価が異なり、それが貢租高の差異による場合は、その地価の相異をそのまま認めて差し支えないと考える。

以上が、新川県に地券交付の作業方針案である。割地慣行を理由に、石高所持者の申告に全面的に依拠し、しかも現在の耕作地を所有地と看做す方式で実施しようとしている。もちろん、申告への全面依存方針の採用にあたって、不当申告が相当に警戒されている。その対策として、地券渡方規則第12条を準用する措置が講じられている。

ちなみに、大蔵省が5年2月24日付の達第25号で布達した「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」の第12（正確には「条」を付さない）は、地券の交付を申請せずに、地所の売買を行なった場合、その地所と代金を没収する、と規定している<sup>30)</sup>。同規則の布達時には、地券は、まだ地所の売買や譲渡の際に当事者が申請してその交付を受けることになっていたが、前述したように、その後、一斉交付されることとなった。しかし、この条項は、改正されずそのまま据え置かれており、新川県の

方針に見られるように、隠田などの地券なき地所の売買を取り締まる規定として準用されたものと思われる。

ところで、ここには、地券交付後にも割地慣行が存続する可能性を想定した形跡はまったく見られない。地券交付で永久の所有権が付与されるとの立場からは、営農上の事情を背景に住民組織によって土地所有権の権能が実質的に規制される、などという事態は考えられなかったか、あるいは割地は所有者相互の私的契約行為であって、公権の関与するところではない、との見地がとられたからであろうか。後年、割地慣行を廃止させるようとする行政指導がなされたと思われる<sup>31)</sup>ところから、どうも後者とは考えにくい。

地券交付作業の進捗を最優先させ、そのため割地によって決定された、したがって割地慣行に規定されている、現在の耕作地をそのまま所有地にスライドさせる方式では、将来の割地の実施を前提としなければ、当然関係住民の間に不満が生じるであろう。だからこそ、一部の村々からの申し出に見られるように、この機会にあらためて割地を実施して不満を封じた上で、この慣行に終止符を打とう、という発想が生まれてくるのである。このやり方は、割地慣行廃止の行政指導において、実際に採用されている。

この新川県の方針案について、大蔵省は、5年11月28日付で『日報』に次のような回答指令を公表した<sup>32)</sup>。

初ヶ条、旧来鬮取を以、地所進退致居候処、今般地券渡ニ付、更ニ割替之上、一箇ニ取纏度旨、願出候ハ、後年紛擾之憂を厭ひ候より熟議之上、申出候儀ニ可有之、強而圧伏いたし候筋ニ無之候、人民之所願ニ任セ可申、尤、方今進退之儘、所有地ニいたし候村々小割歩数之儀ハ普通之小畝歩合筆之類トハ事情相違可有之候間、同字地続之分ハ申出之通たるべき事

二ヶ条、申立之通、尤、検地帳無之とも平常取扱候割付其外之帳簿ニ捩リ一村反別増減等検査致シ漏地無之様、厚注意可致事

三ヶ条、申出之通、貢租作徳之多寡ハ券状ニ認候ニ不及候得共、兼而相違置候一郡限表ニ詳悉記載可致答ニ付、其心得を以、取認可申事

①従来、籤引きで耕作する地所を決めていたところで、今回の地券交付を機に、あらためて割地を実施し、各自の耕作地を1ヶ所にまとめたい、と願っているのは、後年の紛議を危惧し十分に論議した上でのものである。強いてこれを否認する筋のものではない。人民の願いを許可すべきである。ただし、現在の耕作地をそのまま所有地と認定する村々で、実際の耕作地が隣接している地所を、願い出があれば地券に合筆記載する件は、一般の合筆記載とは事情を異にするとの指摘はその通りなので、県の方針を承認する。

②石高所持者の申告により地券を交付する方針を承認する。ただし、検地帳はなくとも、年貢割付帳などはあるだろうから、それらの帳簿によって耕地面積の増減などを検査し、漏地などがないように、十分に注意せよ。

③地味の厚薄よりも貢租の多寡を優先して地価を決定する方針を承認する。ただし、貢租高や収穫高は地券に記載する必要はないが、かねて通達しておいたように、郡単位でそれらの調査結果を表示して報告せよ。

ちなみに、大蔵省は、同年八月七日付の達第一〇〇号で、各府県に管内の「一郡限田畑表」を、同年12月を期限として提出するよう指示している<sup>33)</sup>。同表の雛形によれば、段(反)別・高(石高)・取箇(貢租)・作徳米(収穫高)・地価を必須記載事項としている。この時点は、前述したように、大蔵省が同年分から地価への定率課税—金納方式に税制を切り換える措置を本格的にとりはじめたところであり、この調査もその一環だったと見てよからう。

割地慣行の存廃については、大蔵省の方が新川県よりも関心をもっていたようで、地券交付を機にあらためて割地を実施した上で、この慣行に終止符を打ちたい、という願い出を歓迎し、県にそれを許可するよう指示している。もっとも、現在

の耕作地を所有地へとスライドさせる方式は認めており、それが割地慣行の存続を招く一因となることまでは気づいていないようである。割地慣行の問題について、大蔵省は一知半解というところであろうか。

新川県と大蔵省が一致しているのは、地味の厚薄よりも貢租の多寡を優先して地価を決定する方針である。この背景としては、両者とも地券交付を貢租の現収に影響させたくないとの発想で共通していることが考えられる。前述したように、そもそも地券交付を地価課税への税制改正に繋げて行こうという方針自体が、困難な財政事情に起因することを考えれば、両者とも貢租の減収など想定外の事態であったろう。

## 二 市街地の地価課税と武家地処分

### （一）武家地の処分

地券の交付はそもそも市街地に濫觴するものだった。それはまた、士族にとって重要な生活基盤の一つである武家地（武家屋敷地）を、町地（町屋敷）と平準化する作業と不可分でもあった。

これについて、加藤弘之は、明治2年（1869）2月付で公議所宛に「田地町地面勝手ニ売買ノ議」を提出し、田地（高請地）や町地（町屋敷）と同様、拝領屋敷地も売買を自由化するよう提議している<sup>34</sup>。同月付で同じく公議所宛に、加藤の盟友である神田孝平が「税法改革ノ議」を提出して、①田地売買の許可、②その沽券値段への定率課税、③地税の金納化を提議している<sup>35</sup>。この2つの提議は相呼応してなされたものと見られる<sup>36</sup>。さすれば、地券交付—地価課税の方式により武家地を地所一般へと平準化する一連の作業、すなわち武家地処分の政策理念の淵源はここに見出されるし、その基底をなす発想は身分規制の解除だったと見てよからう<sup>37</sup>。

実際の武家地処分は、江戸—東京において着手された<sup>38</sup>。政府は、4年（1871）12月27日付で、次の太政官布告を発した<sup>39</sup>。

東京府下、従来武家地・町地ノ称有之候処、

自今相廢シ、一般地券発行・地租上納被 仰付候条、此旨可相心得事

東京府の管内で、①従来あった武家地と町地の区別を廃止し、②それらの地所すべてに地券を交付し、③地租を上納させよ、というのである。大蔵省は、この太政官布告を実施するため、5年（1872）1月付の東京府宛の達で地券発行地租収納規則を布達し<sup>40</sup>、武家地について次のように定めている<sup>41</sup>。

第三 武家地ノ儀ハ従来ノ賜邸並ニ諸県ノ上地・開墾地等入交リ境界・坪数判然セサルニ付、先上地跡ノ坪数ヲ点検シ、入札払イタシ、落札ノ金高ヲ以テ地券ヲ定、新規ノ持主ヘ可相渡事

第四 賜邸ノ分ハ更ニ地代金ヲ取立スト雖モ、其坪数ヲ改メ、其近傍払地代等ニ比較シ地券高取極メ、従来ノ持主ニ可相渡事

第五 従来貸付地ノ分ハ其坪数ヲ点検シ、是迄ノ拝借人ヘ低価ヲ以テ可払下筈ニ付、地位ヲ上中下ノ三等ニ分チ左ノ低価標準ヲ以テ払下代金高取極メ上納可為致事

#### 低価標準

- 一 上等 千坪ニ付 金廿五円
- 一 中等 同断ニ付 金廿円
- 一 下等 同断ニ付 金拾五円

一 拝借地ハ低価ヲ以テ払下ケ遣スト雖モ、比隣ノ地券金高ト格別相違アル時ハ以後税金等ノ割合ニ不公平ヲ生シ可申候間、実地払値段ニ拘ハラス比隣ニ比較シ適当ノ地券金高相定メ下ケ渡スヘキ事

第六 総テ払下ケ地代金ハ地券相渡候節、一時上納可為致事

第七 華士族卒賜邸並現住ノ拝借地ノ外、更ニ他ノ地所ヲ御払下ケ願フ者ハ総テ公ノ入札法ヲ用ユヘキ事

第3—武家地は、従来からの賜邸（拝領屋敷地）と、旧藩を引き継いだ諸県が官用地として上地し



た地所や、開墾地<sup>42)</sup>などが入り混じり、その境界や面積が判然としない状態にある。そこで、土地されずに残っている武家地の面積を調査し、それを入札で払い下げ、その落札価格を地価とし、その地所の新しい持ち主へ地券を交付する。

第4—賜邸は、その地所の代金は徴収しないが、その面積を調査して、近隣の地所の地価を参考にして地価を決定し、従来の持ち主に地券を交付する。

第5—従来の貸付地（拝借地）は、その面積を調査して、これまでの拝借人へ低価格で払い下げる。その価格は、貸付地の地位を3等に分け1,000坪単位で定められた標準価格にしたがって決定する。ただし、近隣の地価と比較して払い下げ価格があまりに低すぎる場合は、今後の地租の徴収などに不公平が生ずるので、実際の払い下げ価格にかかわらず、近隣の地価と比較して適切な地価を決定し、地券を交付する。

第6—地所の払い下げ代金はすべて、地券交付の際に、一括して上納させる。

第7—華族・士族・卒で、賜邸や現在居住する拝借地以外に地所の払い下げを願う者はすべて、公開入札に参加させ、特別扱いしない。

以上から、東京府の武家地は、1ヶ所に限り、従来の用益者に払い下げる方針がとられていることがわかる。もっとも、拝領屋敷地は無償、拝借地は低価の有償という優遇措置が講じられている。

東京府以外の諸府県における旧城下町などの武家地はどう処分されたのだろうか。大蔵省租税寮は、同月付の府県宛の達で、次のように布達している<sup>43)</sup>。

東京府下之儀、従来地子免許相成居候処、今度御僉議ノ上、沽券税御発行ニ付テハ各地方之内、地子免許ノ場所エモ追々推及御施行ノ筈ニ候処、土地ニ寄り従来ノ慣習モ可有之候ニ付、夫々御取調可相成筈、依テハ各地於而モ従来地稅免除ノ地ハ兼テ右心得ヲ以テ別紙規則ノ趣ニ致照準、見込取調、有無共御申立可有之候、此段及御達候也

猶以、今度田畑売買差許、地券発行ノ儀、

本省ヨリ一般公布相成候処、本文無税ノ場所、沽券税取調ノ儀ト不相混様、心得可有之候也

東京府同様、他の府県でも武家地など従来免税だった地所について、沽券税（地租）を課税する予定なので、東京府に布達した地券発行地租収納規則の規定に準拠し、調査など必要な準備をしておくように、と指示している。

この達で言及されている田畑の永代売買は地所一般に拡大され、同年2月15日付の太政官布告で解禁されている<sup>44)</sup>。これを受けて、大蔵省は、同月24日付の達第25号で「地所売買譲渡ニ付テハ地券渡方規則」を布達し<sup>45)</sup>、その第14で「東京府下ヲ始、沽券税法御達ノ土地ハ此規則ノ例ニアラサル事」と定め<sup>46)</sup>、先の府県宛の租税寮達の但書を確認している。

この但書で注意されているように、武家地の処分は、近世の土地制度において所持であった高請地とは明確に区別されている。王政復古—版籍奉還を貫申する正当化の論拠たる王土王民論を前提として、諸身分は王民とされ、その範囲内で平準化される一方、領知は解消され、所持は土地所有権に転化されていく<sup>47)</sup>。武家地は、対偶する所持を欠く「町の中に設定された領知」<sup>48)</sup>であるから、領知が解消されれば、従来の持ち主によるその用益の法的根拠も失われるはずである。有償であれ無償であれ、払い下げという手続きを経るということは、その土地所有権が国家にあることが前提となっていると考えられる。その際、無主地所有権国家帰属の近代法の一般法理<sup>49)</sup>に従ったかどうかはしばらく措くとしても、そうした前提に立って、武家地の処分が進められていったものと見られる。

この租税寮達での指示によって、東京府以外の諸府県でも、同府に準じて、武家地は、無償ないし有償の払い下げがなされ、地価の決定→地券の交付→地租（沽券税）の徴収がなされていったものと見られる。しかし、実際にはまちまちな状況だったようである。大蔵省は、6年（1873）2月9日付の3府66県宛の達第10号で、次のようにそ

の実情を総括し、その対策を指示している<sup>50)</sup>。

各地子、市街士族・卒居住地、旧来地方免除ノ分、収税ノ儀、壬申年ヨリ上納ノ積、既ニ追々取調申立候処、間ニハ其手順相運兼候向モ有之、右等モ一般壬申年ヨリ収納不致候テハ不公平ニ候へ共、不得止事故等有之遷延、此節ヨリ取調實際着手ノ向、前年ニ遡リ収税候儀ハ難被行情実モ可有之候ニ付、右様ノ場所ハ出格ノ僉議ヲ以、壬申年分収入ノ不及沙汰候条、本年ヨリ悉皆上納ノ積相心得、早々取調可伺出事

各地の市街地における士族や卒の居住する地所についても、従来の免税をやめ、前年の5年分から課税するはずだったが、実際には、前引の前年1月付の租税寮達で指示された、そのための調査などの作業に未着手などところもある。そこで、そういうところでは、前年分に遡って地租を徴収することはしないが、その代わりに本年分は必ず徴収するように、早々に作業にとりかかれ、と指示している。

この達でいう「取調」の中身は、やはり東京府の地券発行地租収納規則の規定に準拠した、無償ないし有償の払い下げ→地価の決定→地券の交付という一連の作業だったと見られる。ちなみに、同年2月14日付の3府66県宛の達第15号で、次のように布達されている<sup>51)</sup>。

旧藩々城郭内士族邸地之儀ハ是迄処分見合置候処、今般各城廢存御決定ニ付テハ廢城之分ハ一般沽券税施行之積可取調、存城内居住之分ハ当分拝借地ト看做シ各邸歩数丈量之上、近傍之沽券ニ見合、相当之税金賦課可致候条、夫々取調可伺出事

旧諸藩の城郭の存廃決定にともない、従来処分を見合わせてきた城郭内の武家地について、その処分方針を指示したものである。廢城の場合は城下の武家地と同様の措置、つまり前述の作業に取りかかり、城郭存続の場合は拝借地と同様の扱いにするという。

以上から、東京府以外の諸府県における旧城下町など武家地も、同府の地券発行地租収納規則に

準拠して、無償ないし有償で払い下げられ、地価が決定され、地券が交付されていったものと見られる。

## （二）富山町の武家地処分

大蔵省は、明治6年（1873）7月13日付の府県宛の同省達第111号で、市街地と士族・卒が居住する旧武家屋敷地について、次のように指示した<sup>52)</sup>。

各地方市街並士族・卒居住邸等、従来地子免除地、昨壬申年ヨリ沽券税施行ノ分、壬申地券税帳、来ル八月三十一日迄差出可申、且本年第十号ヲ以相達候通、免除地悉皆今年ヨリ収税可致旨ニ付、其地ノ景況ニ応シ沽券税発行スル歟、又ハ郡村地租組入候見込ヲ以取調、是亦同日迄ニ可伺出候事

市街地や旧武家屋敷地で、従来、地子の賦課・徴収を免除されてきた地所で、5年中に地券を公布し、そこに記載された地価に課税する沽券税を徴収したところは、その台帳である「壬申地券税帳」を同年8月31日までに大蔵省に提出せよ。また、前述したように、同年2月9日付の3府66県宛の同省達第10号で、右の課税が5年中にできなかった府県も、5年分まで遡って課税することは免除するが、「本年ヨリ悉皆上納ノ積相心得早々取調可伺出事」と達して<sup>53)</sup>、6年中の課税開始を至上命令として指示していた。それに付き、市街地として沽券税を課税するか、郡村地に編入して地租を徴収するかを決めて、右と同日までに伺い出よ。

なお、卒は、5年（1872）1月29日付の太政官布告第29号で、卒のうち、代々世襲で抱えてきた者は士族、新規に1代限りで抱えた者は平民に編入することにして、卒を廃止する、と布達されている<sup>54)</sup>。しかし、この大蔵省達にも見られるように、旧卒の居住地は、士族に編入されると否とに拘わらず、武家地処分の対象となっている。

新川県は、大蔵省が指示した期日には遅れたが、6年10月19日付で、管内の市街地について、壬申地券を交付し、それに記載された地価に課税

して6年分の地租を収税することを、大蔵省に伺い出た<sup>55)</sup>。

そのうち、旧富山藩の城下町だった富山町（新川・婦負両郡）では、武家地の処分が1つの焦点だった。同町についての新川県伺（第3・4条）は次の通りである。

一富山町貫属邸地并拝借地ノ内、士族清水信太郎外四十九人ノ儀ハ市中統郡地ノ内、授与イタシ有之、従来高内引相成居候処、右ハ郡地錯接ノ地ニテ追々人家稠密、即今田圃ノ地形ヲ失ヒ変地相成り候ニ付、当今市街ニ接候、別紙一人別取調帳・絵図面ノ場所ハ市街地成取調、収税ノ儀ハ外貫属同様、地価百分一収入仕度候

一富山町郭内・其他市街并貫属邸、地価空地有之場所ハ当今実地取調中ニ付、調査相済次第、詳細絵図面ヲ仕立、御払下ノ儀、別途相伺可申候

第3条一富山町にある新川県貫属の士族・卒の拝領屋敷地と拝借地のうち、士族清水信太郎ほか四九名の屋敷地については、富山の市街地と地続きの郡村地の一部を編入し、元来は高請地であり年貢諸役を負担すべきところを免除し、除地の扱いになっている。そこは、市街地と郡村地が錯綜して接しているところで、次第に人家が建て込み、現在では耕作地とは言えない状態となり、市街地化している。別紙の「一人別取調帳」と「絵図面」（ともに出典に当該史料を欠く）に提示したこの場所は、この際、市街地とし、その収税については、他の貫属士族・卒と同様、地価の1パーセントを地租として賦課・徴収する。

第4条一富山町の富山城内や市街地、新川県貫属の士族・卒の屋敷地で、空き地となっていて、地価が定められていない場所は、現在調査中である。それが終わり次第、詳細な絵図面を作成して、別途、その払い下げを大蔵省へ伺い出る予定である。

これに対する大蔵省の回答指令は、翌7年（1874）6月9日付で、次のようになされている<sup>56)</sup>。なお、第1・2・5・7・8・9条と、「市中税」

云々については後述する。

同之趣、第一条・二条・三条・五条・七条・八条・九条沽券税施行ノ儀、従来無税ノ地ハ申出ノ通聞届候得共、地子米金等ノ名義ヲ以収税有之地ハ詮議ノ次第モ有之候条、先以従前ノ通据置、市中税ト改称、地租帳へ組入可申、且富山往貫属邸地ノ内、市街ノ景況相成候地ハ自カラ地価騰貴可相成筈ノ処、格外低<sup>（低價ノカ）</sup>下ニ相見へ候間、近傍比較一応遂検査可申立、同断現住一邸外余歩拝借ノ分、低価払下ノ儀ハ難聞届候条、相当ノ代価ヲ以払下ノ積廉限取調、内務省へ可伺出、其他件々申立ノ通聞届候事

第四条富山町郭内其他地続空地払下ノ儀、別途申立ノ趣ニ候得共、右ハ明治六年四百二十五・六号公布ニ照準、貫属家禄奉還ノ者へ払下候儀ト相心得、処分ノ儀ハ内務省へ可伺出事

第3条一従来、無税だった地所の地価に課税することは、新川県伺の通り許可する。ただし、富山町の新川県貫属士族・卒の旧屋敷地のうち、市街地化している地所は当然地価が騰貴しているはずだが、伺ではかなり低く定める案となっている。近隣の市街地の地価と比較して再調査し、あらためて上申せよ。また、貫属士族・卒の旧屋敷地で、1ヶ所以外の余分な拝借地は、低い代価での払い下げは認められない。適正な代価で払い下げる方針で調査し、内務省へ伺い出よ。

第4条一富山町にある城内その他の地続きの空き地の払い下げを別途上申する予定とのことだが、これについては、6年に太政官から出された第425・426号の両布達に従い、県貫属士族・卒のうち、家禄を奉還した者へ払い下げるものと心得、その処分は内務省へ伺い出よ。

大蔵省は、富山町の武家地処分について、地価課税の実施は認められたものの、その地価については、新川県の案では低すぎると判断し、再調査を指示している。

新川県の案（表1を参照）では、無償で払い下げられる貫属邸地（拝領屋敷地）が、市街地化し

表1 富山町の武家地処分案（明治6年10月19日付）

地所の種類	坪数(坪)	比率(%)	地価(円)	比率(%)	払下代金(円)	地子銀(円)	100坪平均地価(円)	備考
貫属邸地	173,907.4	82.64	22,537,793	95.22			12,9596	
貫属邸地市街成ノ分	5,937.0	2.82	156,457	0.66			2,6352	従来無税地、清水信太郎外49人
貫属拝借地	3,064.4	1.46	66,543	0.28	33,2715		2,1504	従来無税地
貫属拝借地	26,576.3	12.63	886,890	3.75	443,4450		3,3371	従来有税地
貫属拝借地市街成ノ分	942.4	0.45	21,838	0.09	10,9190	46,013	2,3172	戸田方雄外12人
武家地合計	210,427.5	100.00	23,669,521	100.00	487,6355	46,013	11,0467	
市井地(町地)合計	224,903.3	—	119,028,614	—		508,273	52,9240	

注1) 坪数と地価の比率はともに小数点第3位を四捨五入した。

注2) 100坪平均地価は小数点第5位以下を切り捨てた。また、その合計の数値は11,2483円が正しいが、史料の記載に従った。

注3) 「旧新川県誌稿」5（国立公文書館所蔵「石川県史料」92）を参照。なお、この史料は、新田二郎・栄夏代編「旧新川県誌稿 海内果関係文書」桂書房、1999年、101頁に翻刻されているが、原史料の見開き一丁分が脱落している上、収録分にも脱落や誤謬が散見される。

た隣接する高請地からの編入分も含めると、面積で全体の85.46パーセント、地価で95.88パーセントと、大半を占めている。その100坪当たりの平均地価は12円95銭余で、町地の52円92銭余に対して、史料上の誤った数値でも4分の1に満たない。また、面積で全体の12.63パーセントを占める、従来有税だった拝借地の払い下げ価格は、わずか3円33銭余で、ために地価では全体の3.75パーセントに止まっている。無税だった拝借地の払い下げ価格にいたっては2円15銭余にすぎない。

このような拝借地の払い下げ価格、したがってその地価（払い下げ価格の倍額）の低い設定が作用して、武家地全体の100坪当たりの平均地価は、11円4銭余（正確には11円24銭余）で、町地の5分の1をようやく上回る水準にまで押し下げられている。金沢町の場合でも、武家地全体の100坪当たりの平均地価は町地の4分の1をやや上回っており<sup>57)</sup>、大蔵省もそうした点から「近傍比較」による再調査を指示したものと見られる。

第3条についての大蔵省指令ではまた、1ヶ所を超える余分な拝借地について、前出の東京府の地券発行地租収納規則第7の規定に準拠して、同規則にあるような公開入札には付きさないものの、低価ではなく適正な価格での払い下げを求めている。

こうした第3条をめぐる遣り取りには、武家地処分についての、両者の微妙な温度差が垣間見られる。新川県は士族・卒に対してさまざまな形で優遇措置をはかっているようだが、一方、大蔵省は法令に定められた範囲以上の優遇措置にはどうやら慎重なようである。

ついで、新川県同の第4条に対する大蔵省の回答指令には、家禄税創設にともなう家禄奉還の問題が投影している。

6年12月27日付の太政官布告第423・424号で、華士族の家禄に課税する家禄税が創設される<sup>58)</sup>。

さらに、同日付の開拓使および府県宛の太政官布告第四25号で、家禄と賞典禄の奉還を、それらの高100石未満の士族と元卒に限って認めることを、次のように布達した<sup>59)</sup>。

華士族卒在官ノ外、自今農工商ノ職業相嘗候儀、被差許候旨、去ル明治四年辛未十二月布告候処、薄禄ノ者資本金無之ヨリ其志ヲ遂ケ兼候輩モ有之哉ニ相聞候ニ付、特別ノ訳ヲ以テ別冊ノ通、方法相設家禄・賞典禄百石未満ノ者ニ限り奉還聞届候条、望ノ者ハ其管轄庁ヘ可願出、此旨士族並ニ元卒ヘ布告スヘキ事  
また、同日付の使府県宛の太政官達第426号では、右の家禄奉還者に対して授産措置を講ずるため、「家禄奉還ノ者ヘ資金被下方規則」と「産業資本ノ為メ官林・荒蕪地払下規則」が次のように制定されている<sup>60)</sup>。大蔵省の回答指令が従うよう指示しているのは、そのうち後者の方である。

士族以下家禄・賞典禄百石未満ノ者願出次第奉還聞届候旨及布告候ニ付、別冊方法ノ通相心得、夫々処分可致、此旨相達候事  
(別冊)

家禄奉還ノ者ヘ資金被下方規則（省略）  
産業資本ノ為メ官林・荒蕪地払下規則  
第一条

一家禄奉還資本金受取候者、農業或ハ牧畜営業ノ為メ官有ノ田畑・城郭跡・屋敷跡並荒

蕪

地・山林等私下相願，地元組合村方又ハ政府ニ於テ故障無之分ハ相当代価ノ半価ヲ以相渡スヘク候条，付録雛形ニ照準シ来六月三十日限り封書ヲ以管轄庁ヘ可願出，尤他管轄ノ地所ヲ望ム者ハ本管ノ添書ヲ以，右期限迄ノ内，望地ノ官庁ニ可願出，同日以後出願候分ハ公ノ入札法ヲ以私下可申事

但私下出願ノ地所ハ相当代価ノ半価，建物・立木ノ分ハ相当代価ニテ可私下事

#### 第二条

一 地所私下願書ハ開札日限相定メ願人立会開封ノ上，三番札マテ取揃，大蔵省ヘ申出ツヘシ，尤同値段ノ者有之トキハ出願ノ遅速ヲ以可相定事

#### 第三条

一 地所私下許可ニ至リ管轄庁ニ於テ代金上納申付，地券相渡可申，尤券面ニハ相当代価ヲ以記載シ歟下年季明，貢租付ノ時ニ至リ更ニ書改可申事

#### 第四条

一 地所私下一人当り歩数ノ制限ハ願人ノ多寡，私下地ノ広狭ニ寄り候儀ニ付，地方官ニ於テ見込相立，大蔵省ヘ可申立事

但田畑並城郭跡・屋敷跡ハ一町歩以下，荒蕪地ハ三町歩以下，山林ハ五町歩以下ニ限ルヘシ，尤田畑五反・山林二町半ヲ併セ私下候テモ不苦，且又陸羽諸国其他僻遠ノ地ニテ広\*ノ場所ハ此限ニ非スト雖トモ凡右ノ目的ヲ以取調可申事

#### 第五条

一 地所ノ代価，政府ニ於テ不相当ト視認ルニ於テハ私下差止候事

#### 第六条

一 地所・建物・立木共，私下代ノ儀ハ一時上納ノ事

#### 第七条

一 熟田畑私下ノ分ハ直ニ従前ノ貢租ヲ上納致スヘシ，尤従前貢租未定ノ分ハ隣地比較ヲ以租額ヲ定メ，沽券法施行ノ地ハ地租百

分ノ三，旧法因襲ノ地ハ旧額ノ米金ヲ貢納スヘキ事

#### 第八条

一 城郭跡・屋敷跡ハ歟下トシテ十ヶ年ノ間，荒蕪地ハ一五ヶ年，山林開墾ノ分ハ二十ヶ年免税タルヘシ，尤山林立木其儘存置キ候分ハ隣地比較ヲ以税額取調ヘキ事

#### 第九条

一 開墾年期中，私下ノ地所，他人ヘ譲渡ハ勿論，質入等ノ儀，堅ク禁止セシムヘキ事  
但本人長病，一家ノ内，他ニ着手スヘキ者ナキ歟，或ハ其他已ム事ヲ得サル事故アル者ハ管轄庁ヘ詳細具状，何分ノ差図ヲ可受事

#### 第十条

一 地所私下相願候者，姓名ヲ他人ニ仮与ヘ，或ハ反別・木数ヲ偽ル等，各種奸詐ノ所業有之，私下ノ後發覚候ニ於テハ仮令地所着手或ハ成功ノ後タリ共，右地所引揚，当人並ニ連累ノ者，相当ノ罪科可申付ハ勿論，万一右地所売買イタシ候後タリトモ同様処断スヘキ事

#### 雛形（省略）

第1条一家禄を奉還して授産のための資金を給付された者が，農業ないし牧畜業を営むため，田畑・城郭跡・屋敷跡・荒蕪地・山林などの地所の払い下げを出願することを，翌7年6月30日まで認め，その後の出願分は公開入札に付する。期限内の出願者には，地所は地価の半額，同地上の建物や立木などは適正な代価で払い下げる。

第2条一同一地所について複数の払い下げが出願された場合は，日時を定め出願者に立ち会わせて開封し，入札価格の高い方から三名の分を大蔵省へ提出せよ。なお，入札価格が同一の場合は，出願日が早い者をその価格での出願者とする。

第3条一地所の払い下げが許可された者には，その地所を管轄する開拓使ないし府県へ代金を納付させ，地券を交付する。地券には，（払い下げ価格ないしその倍額の）適正な地価を記載し，歟下年季の免税期間が終了し地租を賦課・徴収する

際、その地租を明記したものに書き換える。

第4条——名に払い下げる地所の面積の上限は、出願者の多寡、払い下げる地所の広狭によって左右されるから、地方官が見込みを立てて大蔵省へ上申せよ。ただし、田畑・城郭跡・屋敷地跡は1町、荒蕪地は3町、山林は5町をそれぞれ上限とする。もっとも、田畑を5反、山林を2町半という具合に組み合わせても構わない。また、東北地方の諸国など、僻地で広大な地所があるところはこの上限に拘らなくてもよいが、大概はこの上限を目安に地方官の見込みを立てよ。

第5条——政府が地所の払い下げ価格を不適切と判断したときは、その払い下げを差し止める。

第6条——地所およびその地上の建物・立木などの代金は一括上納させる。

第7条——耕作され収穫がある田畑の払い下げを受けた場合は、直ちに従来からの貢租を上納せよ。もっとも、貢租が未定の場合は近隣の田畑と比較して貢租を定め、地価が決まっている場合は地価の3パーセントを地租とし、地価課税を実施していない旧税法の田畑は旧来の貢租米金を上納せよ。

第8条——鍬下年季の免税期間は、城郭跡と屋敷地跡が10年、荒蕪地は15年、山林を田畑に開墾する場合は20年とする。もっとも、山林を田畑に開墾せず、立木をそのままにして林業を営んだ場合は、近隣の山林と比較して課税額を定めよ。

第9条——鍬下年季の免税期間中に、払い下げられた地所を他人へ譲渡や質入することは厳禁する。ただし、本人が長期の病気で家族に開墾できる者がいないなど、止むを得ない事情がある場合は、その地所を管轄する開拓使ないし府県へ詳細を届け出て、指示を仰げ。

第10条——地所払い下げの出願者が、姓名を他人に借り、あるいは面積や立木の数を偽るなどの詐欺行為をなし、払い下げ後にそれが発覚した場合は、たとえ開墾に着手ないし完了の後であっても、当該地所を没収し、本人および関係者に相応の刑罰を科す。万一、当該地所が売却されていても、同様に処罰する。

地所その他の払い下げ代金の分割払いを認めな

い（第6条）のは、前出の東京府の地券発行地租収納規則第六の規定に照応している。それだけでなく、この規定の立法意図は、出願期間を半年余に限定している（第1条）ことや、同時制定の「家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」第八条で、払い下げの「代価ハ此度相渡公債証書ヲ以上納不苦候事」と規定していることと併せて考えるべきだろう。そこには、公債を市場に流通させず早期に回収するため、授産資金を実質的に現物支給する意図が働いていたように思われる。このような政策志向があればこそ、富山町の空き地払い下げにあたって、家禄奉還者をその優先対象とするよう、大蔵省は新川県に指示したものと思われる。

注

- 1) 森山誠一「加越能における近代成立期の諸相（資料）」『telos』第3号、1989年に、基本史料の所在調査結果と一部の史料が紹介されている。
- 2) 富山県編『富山県史』通史編V 近代 上・1981年・第2章第1節「地租改正と地主制」（石崎直義執筆）、また梅原隆章・奥村宏・吉田隆章『富山県の百年』県民百年史16、山川出版社・1989年・pp.42-46を参照。
- 3) このような研究状況の中で、河上誠「地租改正により砺波騒動が起こる」（『ふるさと富山歴史館』富山新聞社、2000年、pp.308-309）が割地慣行を前提とした慣行小作権が侵害されることへの不安を砺波騒動の基本的原因の一つに挙げているのは注目される。
- 4) 拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、2001年、第2章「神田孝平の地租改正提議」を参照。
- 5) 同上、第3章第1節「地租改正立法への途」および同第2節「地券制度の創設」を参照。
- 6) 内閣官報局編『法令全書』第四巻、原書房、1974年、p.457を参照。以下、『全書』4と省略。
- 7) 前掲『全書』5ノ1、1974年、p.59。
- 8) 同上、pp.532-539を参照。
- 9) 同上、p.647を参照。
- 10) 同上、pp.172-173を参照。
- 11) 田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの米欧』講談社現代新書・1977年、同『岩倉使節団の歴史的研究』岩波書店・2002年を参照。
- 12) 毛利敏彦『明治六年政変の研究』有斐閣・1978年、同『明治六年政変』中公新書・1979を参照。
- 13) 明治5年8月2日付の太政官布告第214号（『全書』5ノ1、pp.146-171を参照）。
- 14) 5年8月24日付の太政官布告第233号で、同年9月9日の開業式挙行・明治天皇臨幸が布達されて

- いる(同上, p.185を参照)。
- 15) 5年9月15日付の大蔵省達布外で、開業が布達されている(同上, p.768-769を参照)。
- 16) 5年11月28日付の太政官布告第379号(pp.432-433を参照)。
- 17) 5年11月9日付の太政官布告第337号(同上, pp.230-237を参照)。
- 18) 岡田芳朗『明治開暦「時」の文明開化』大修館書店, 1994年, p.183を参照。
- 19) 4年11月20日付の太政官布告で、能登国全域と越中国射水郡を管轄する七尾県が設置された(前掲『全書』4, pp.409-410を参照)。
- 20) 地租改正基礎資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』改訂版, 上巻, 1971年, p.14。以下、『資料』上と省略。
- 21) 拙稿「幕末期の加賀藩における割地慣行」(『金沢大学教育学部紀要 人文科学・社会科学編』第54号)を参照。
- 22) 前掲『資料』上, p.14。
- 23) 前掲『全書』5ノ1, p.669。
- 24) 同上, pp.669-670を参照。
- 25) 新川県は、前出の4年11月20日付の太政官布告で、越中国の新川・婦負・砺波三郡を管轄区域として設置され(前掲『全書』4, p.410を参照)、5年9月27日付の太政官布告第291号で、廃止された七尾県から同国射水郡の管轄を引き継いだ(前掲『全書』5ノ1, p.200を参照)。
- 26) 27) 前掲『資料』上, p.81。
- 28) 同上, p.113。
- 29) 越中国は「無検地」ではない。同国における検地の実施と「村御印」の成立については、木越隆三『織豊期検地と石高の研究』桂書房, 2000年, 第1編第4章「検地の多様化と朱印高の成立—越中検地—」を参照。
- 30) 『全書』5ノ1, pp.534-535。
- 31) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, 第6章「石川県の割地慣行」を参照。
- 32) 前掲『資料』上, p.113。
- 33) 『全書』5ノ1, pp.651-654を参照。
- 34) 「議案録」(吉野作造編『明治文化全集』第四巻「憲政篇」, 日本評論社, 1928年所収), p.143を参照。
- 35) 本庄栄治郎『神田孝平—研究と史料—』経済史研究会, 1973年, p.151を参照。
- 36) 公議所での地所売買自由化提議については、前掲拙著『日本の近代的土地所有』, 第2章「神田孝平の地租改正提議」を参照。
- 37) 丹羽邦男『地租改正法の起源—開明官僚の形成—』ミネルヴァ書房, 1995年を参照。なお、身分規制の解除を政策的指導理念として地券交付—地租改正が起動した、とする丹羽所説については、拙稿「丹羽邦男『地租改正法の起源—開明官僚の形成—』」『歴史学研究』第685号, 1996年を参照。
- もつとも、この丹羽所説には、身分規制がストレートに解除されていったわけではないことに着目し、幕末維新期を固有な身分制社会の一時期として捉える視角から再検討を求める向きもある(横山百合子「明治維新と近世身分制の解体」〔歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第7巻, 東京大学出版会, 2005年所収〕, 同『明治維新と近世身分制の解体』山川出版社・2005年を参照)。
- 38) 江戸の武家地の実態については岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房・2004年, その解消については東京都公文書館編『明治初年の武家地処理問題』都史紀要13(川崎房五郎執筆)・東京都・1965, また鈴木芳行「城下町の地租改正」(『租税史料館報』平成16年版, 2005年所収)を参照。
- 39) 前掲『全書』4, p.457。
- 40) 前掲『全書』5ノ1, pp.714-726を参照。
- 41) 同上, pp.715-716。
- 42) 明治初期の東京の武家地では、近世以来の樹木を伐採して桑や茶などを植え付けることが盛んに行なわれたという(佐々木克編『大久保利通』講談社学術文庫, 2004年, 高島鞆之助の懐旧談話筆記, pp.184-185を参照)。
- 43) 前掲『全書』5ノ1, p.726。
- 44) 同上, p.59を参照。
- 45) 同上, pp.532-539を参照。
- 46) 同上, p.535。
- 47) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, 第1章「近世の土地制度とその解消」を参照。
- 48) 同上, p.11。
- 49) A・モッセは、帝国憲法起草過程における井上毅との質疑応答の中で、この無主地所有権国家帰属の問題を、ローマ法原理の導入を抑止しようとする立場から取り上げている。これについては、拙著『地租改正と地方制度』山川出版社, 1993年, pp.495-497を参照。
- なお、明治23年(1890)4月21日付の『官報』で公布された民法(旧民法)財産編第23条には「所有者ナキ不動産及ヒ相続人ナクシテ死亡シタル者ノ遺産ハ当然国ニ属ス」(前掲『全書』23)23ノ1, 1978年, 同法令p.11)とあり、またそれを全面改正し29年(1896)4月21日付の『官報』で公布された民法(新民法ないし明治民法)第2編第239条にも「無主ノ不動産ハ国庫ノ所有ニ属ス」(前掲『全書』29)2, 1980年, 同法令p.39)と定められて、モッセが主張したような無主地所有権の皇帝(天皇)帰属は実現しなかった。
- 50) 前掲『全書』6ノ1, 1974年, p.821。
- 51) 同上, p.827。
- 52) 同上, p.890。
- 53) 同上, p.821。
- 54) 前掲『全書』5ノ1, pp.52-53を参照。

55) 56) 「旧新川県誌稿」 5（国立公文書館所蔵「石川県史料」 92）。

なお、この史料は、新田二郎・栄夏代編『旧新川県誌稿 海内果関係文書』越中資料集成14, 桂書房, 1999年, pp.101-105に翻刻されているが、原史料の見開き一丁分が脱落している上、収録分にも脱落や誤読が散見される。

57) 金沢町の場合、100坪当たりの平均地価は、武家地が17円3銭7厘、町地が63円30銭9厘だった（大蔵省編『府県地租改正紀要』復刻版, 1979年, pp.790-791を参照）。

58) 『全書』 6ノ1, 1974年, pp.664-685を参照。

59) 同上, p.685。

60) 同上, pp.685-691。

（未完）